

## V バリアフリー化のための事業

### V-1 事業の基本的な考え方

ここに示した事業の基本的な考え方は、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準や横浜市福祉のまちづくり条例に基づく整備基準に沿うものであり、鉄道駅、生活関連施設及び生活関連経路など重点整備地区内においてバリアフリー化の整備を進める際、横浜市として目標とするバリアフリー化の姿を示したものである。

二俣川駅周辺地区においてバリアフリー化の整備を進める際は、以下に示した基本的な考え方を踏まえて事業を行い、高齢者、障害者等の円滑な移動を確保することにより、すべての人にとって利用しやすい公共交通機関、建築物、公共施設の整備を実現していくことを目標とする。

#### 1. 鉄道駅のバリアフリー化

##### 【移動等円滑化された経路の確保】

- ・ 駅の外部から改札口を経てプラットホームへ通ずる経路については、高齢者、障害者等すべての人が、可能な限り単独で移動できるよう、バリアフリー化された経路（移動等円滑化された経路）を1ルート以上確保する。
- ・ 移動等円滑化された経路は、鉄道利用者が最も一般的に利用するルート（主動線）に確保することを基本とする。また、他のルートがある場合は、主動線以外についても可能な限り、移動等円滑化された経路を確保することが望ましい。

##### 【安全な階段の整備】

- ・ 階段は、転倒・転落を防ぐため、段を容易に識別でき、滑りにくく、つまずきにくい構造とする。また、移動の負担を軽減するため、手すりの位置や高さなどに配慮する。

##### 【誘導案内設備の整備】

- ・ 案内サインは、情報の内容、表示の方法やデザイン、掲出の位置などを考慮し、誰にでもわかりやすく、見やすいものとし、重点整備地区内での連続性、統一性に配慮し整備する。
- ・ 運行情報の案内、列車接近の警告、事故等の緊急情報については、文字や音声等により情報提供する。
- ・ 駅周辺の道路も含めた連続性や利用者の動線、床材の色等を考慮して視覚障害者誘導用ブロックを設置することにより、視覚障害者の円滑な誘導と安全を確保する。
- ・ 改札口、エスカレーター、トイレ、ホームからの階段など鉄道駅における主要な経路や施設・設備については、視覚障害者がより円滑に移動または利用できるよう支援するため、施設・設備の位置及び内容を知らせる音案内\*の設置に努める。

※音案内とは、誘導チャイム等によって施設・設備の位置を告知する音響案内及び「ことば（音声）」によって、施設・設備の位置ならびに設備内容などを伝える音声案内のこと。

#### 【使いやすい設備の整備】

- ・エレベーター、エスカレーター、トイレ、改札口、券売機等の設備は、高齢者、障害者等すべての人が利用しやすいものとする。
- ・トイレについては、空間が確保できる場合、多目的トイレの整備に努める。
- ・乗車券等販売所には、筆談用具を備え、その存在を表示する。

#### 【プラットフォームにおける安全対策】

- ・プラットフォームにおいては、列車との段差及び隙間をできる限り小さくし、円滑な乗降を確保する。
- ・ホームからの転落や列車との接触を防ぐため、警告ブロックやホーム柵の設置等による落下防止措置に努める。

#### 【職員に対する適切な教育訓練】

- ・高齢者、障害者等に対して、お客様として適切な対応や必要な介助を行うことができるよう、職員の教育訓練の充実に努める。

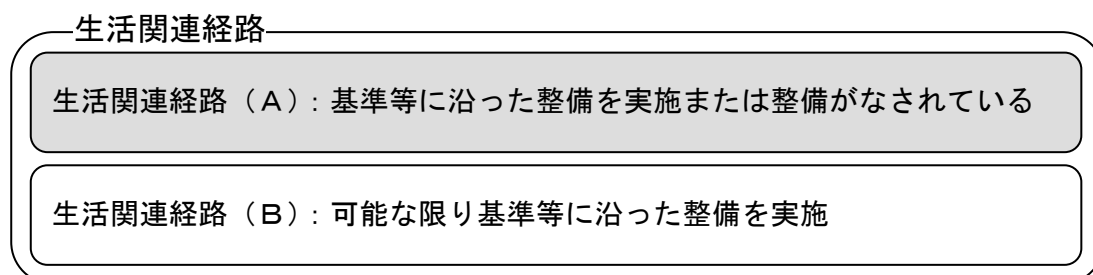
## 2. 道路等のバリアフリー化

- ・生活関連経路に指定された道路においては、車いす使用者のすれ違いを考慮した幅員の歩道を連続的に確保する。
- ・歩道は、高齢者、障害者等すべての人が安全で快適に移動できる構造（適切な勾配・段差や平坦部の確保など）とする。  
また、雨や雪の場合でも、転倒や車いすのスリップを防ぐため、水たまりがでにくく、滑りにくい舗装や構造とする。
- ・案内サイン等は、誰にでもわかりやすく見やすいものになるよう、既存の案内サイン等を活かしながら、重点整備地区全体での連続性、統一性に配慮し整備する。
- ・視覚障害者誘導用ブロックは、連続性や利用者の動線、床材の色等を考慮して敷設し、視覚障害者の円滑な移動を確保する。
- ・生活関連経路の始点・終点においては、歩行空間の連続性に配慮して歩道等の整備をすることとする。
- ・歩道上においては、はみ出し看板の撤去の指導、放置自転車対策、視覚障害者誘導用ブロックの広報啓発活動等により、安全な歩行空間を確保する。

## ■生活関連経路の区分

道路等の整備に係る事業の実施において、その目標とする整備水準により、次に示す『生活関連経路（A）』と『生活関連経路（B）』の2つに区分する。

経路の区分は、図5-1に示す。



### 【生活関連経路（A）】

- ・ 生活関連経路のうち、法に基づく移動等円滑化基準及び横浜市福祉のまちづくり条例の整備基準に沿った整備を実施する経路、または、すでに両基準に沿った整備がなされている経路

### 【生活関連経路（B）】

- ・ 生活関連経路のうち、地形や市街化の状況等、その地域固有の制約のため、生活関連経路Aに設定できないが、経路の道路機能・役割を考慮し、可能な限り法に基づく移動等円滑化基準等に沿った整備を実施する経路（横浜市独自の取り組みとして設定）

なお、生活関連経路以外の経路であるが、歩行者（二俣川駅から「ライトセンター」や「運転免許試験場」への往来者）が多く、横浜市バリアフリー検討協議会二俣川駅周辺地区部会においてもバリアフリーに関する意見が多かった「試験場通り南側の経路」（図5-1に示す）については、『その他検討を要する経路』とする。

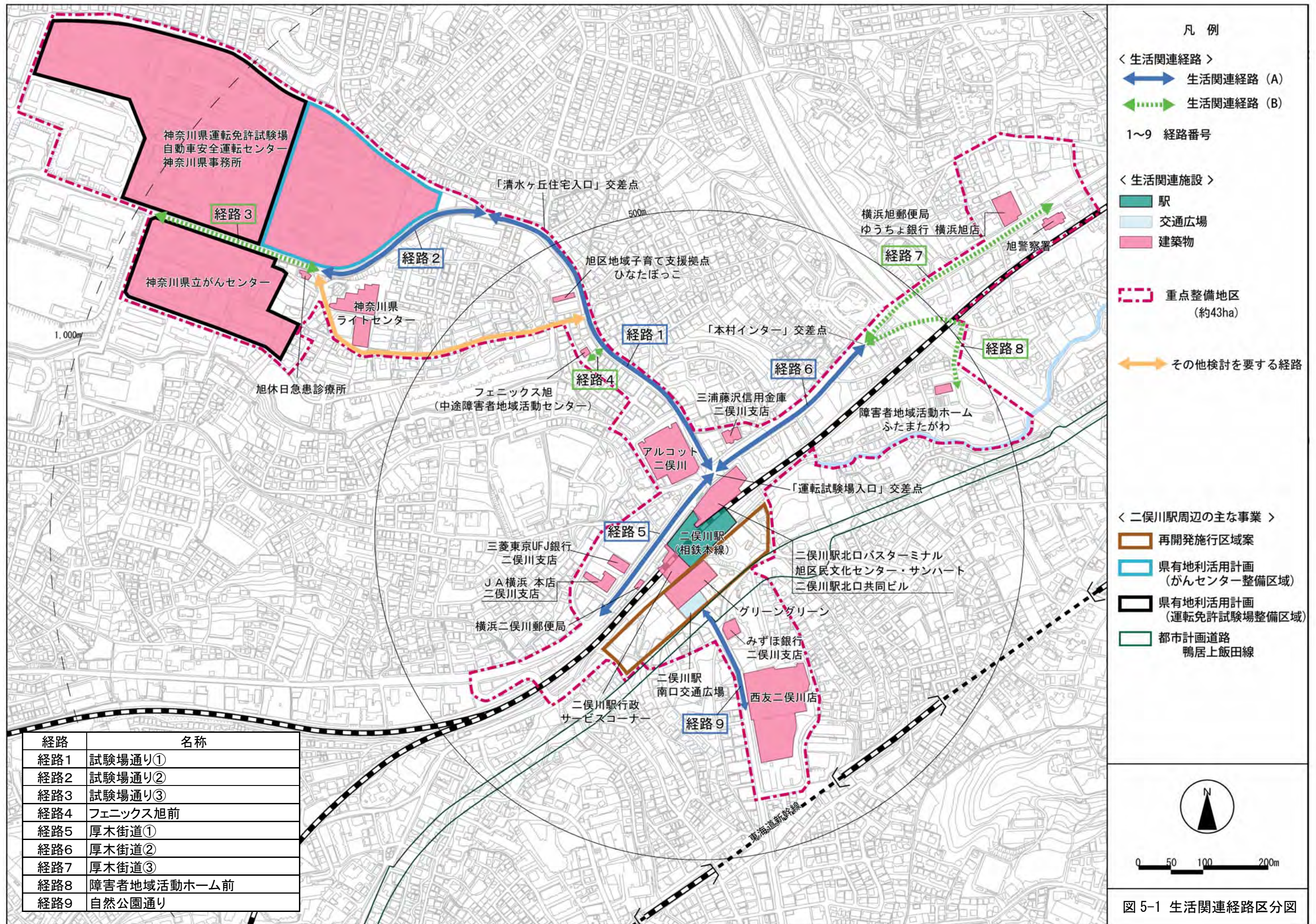


図 5-1 生活関連経路区分図

### 3. 交通安全施設等のバリアフリー化

- ・道路横断の安全を確保するため、バリアフリー化に対応した信号機を整備する。なお、広い交差点においては、方向定位に配慮するなど、視覚障害者の誘導に十分配慮する。また、横断距離が長い場合は、高齢者や障害者等が安全に横断できる信号の青時間確保に配慮する。さらに、音響式信号機については、周囲の環境等を考慮し、利用者が横断するための的確に判断できる音量の調整について検討を行う。
- ・歩行者の安全な移動を確保するため、違法駐車対策の強化や、必要に応じて交通規制の実施を検討する。

### 4. 建築物（生活関連施設）のバリアフリー化

- ・すべての人が安全かつ円滑に目的の施設を利用できるよう道路等敷地の外部から施設内までの移動経路を確保する。
- ・施設内においては、高齢者、障害者等すべての人が円滑に水平・垂直移動できるよう努める。
- ・高齢者、障害者等すべての人が施設及び設備を円滑に移動または利用できるよう支援するため案内情報の設置に努める。
- ・一定時間滞在する施設においては、高齢者、障害者等が利用しやすいトイレの設置に努める。
- ・施設及び設備の整備にあたっては、高齢者、障害者等すべての人が利用しやすいものとする。
- ・高齢者、障害者等に対して、お客様として適切な対応や必要な介助を行うことができるよう、施設職員の教育訓練の充実を図る。

## V-2 バリアフリー化のための事業の目標年次

二俣川駅周辺地区におけるバリアフリー化の事業は、事業の実施期間を考慮し、原則、基本構想策定から5年後の平成29年度までを目標に実施する。

また、本基本構想の策定段階において実施予定時期を明確にできない事業や実現が長期化すると考えられる事業については、「今後機会を捉えて実施」と設定する。

## V-3 特定事業及びその他の事業

V-1「事業の基本的な考え方」を踏まえた、バリアフリー化のための具体的な事業として、下記に示す「特定事業」を本基本構想に位置づける。

- |           |                      |
|-----------|----------------------|
| ・公共交通特定事業 | ：旅客施設等のバリアフリー化に関する事業 |
| ・道路特定事業   | ：道路のバリアフリー化に関する事業    |
| ・交通安全特定事業 | ：音響式信号機の設置等に関する事業    |
| ・建築物特定事業  | ：建築物のバリアフリー化に関する事業   |

また、これらの「特定事業」とあわせて実施すべき事業を「その他の事業」とする。各事業の事業実施箇所、事業内容は図5-2及び95頁以降に示すとおりである。

ここに示した各事業は、二俣川駅周辺地区におけるバリアフリー化のための課題を踏まえ設定したものであり、原則として平成29年度までを目標に、事業の実施へ向けて取り組むものである。

事業の実施にあたっては、次頁に示したバリアフリー法に基づく移動等円滑化基準やガイドラインに沿った整備を行うこととする。

また、効果的なバリアフリー化を実現するため、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会など各事業主体は、関係する事業間の実施時期や内容に関して十分な連携・整合を図ることとする。

なお、ここに示した「特定事業」及び「その他の事業」に挙げられていない事業であっても、二俣川駅周辺地区における移動等の円滑化を図るために必要な事業については、各事業主体が、前項に示した「事業の基本的な考え方」を踏まえ、具体的な検討を行い、バリアフリー化の推進に努めることとする。

【バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準及びガイドライン】

名称	発行年／発行者
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令	平成 18 年 12 月 政令
移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準	平成 18 年 12 月 国土交通省令
移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準	平成 18 年 12 月 国土交通省令
移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準	平成 18 年 12 月 国土交通省令
高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準	平成 18 年 12 月 国土交通省令
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準	平成 18 年 12 月 国家公安委員会規則
公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン	平成 19 年 7 月 交通エコロジー・モビリティ財団
公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン	平成 19 年 7 月 交通エコロジー・モビリティ財団
改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン	平成 20 年 2 月 財団法人 国土技術研究センター
高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準	平成 19 年 人にやさしい建築・住宅協議会

【参考】

名称	発行年／発行者
横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル	平成 17 年 3 月 横浜市健康福祉局
横浜市公共サインガイドライン	平成 15 年 7 月 横浜市都市整備局





## 1. 公共交通特定事業

### 1-1) 相模鉄道株式会社

事業箇所	主な事業内容※1	平成29年度までを目標に実施	今後機会を捉えて実施	備考
二俣川駅	・エレベーターの案内サインに、行き先案内、運行時間の案内表示を追加する	○		改札外北口エレベーター
	・ホームドアもしくは可動式ホーム柵の設置		○	
	・プラットホーム上の乗車位置表示の改善	—	—	実施済み
	・プラットホームの柱と床面の識別しやすさの改善	○		
	・エレベーターのボタンの識別しやすさの改善		○	改札内エレベーター
	・案内サイン等の改善		○	改札口（改札外）の案内サイン
	・案内サイン等の改善		○	改札外の触知図案内板
	・視覚障害者誘導用ブロックの改善	○		改札外出入口のシャッター設置箇所
	・階段の段鼻と周囲の部分の識別しやすさの改善		○	改札内のホームへの階段、改札外の北口タクシー乗り場への階段

※1：公共交通特定事業の実施に当たっては「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」、「公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン」および「横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」等の内容を踏まえ、公共交通特定事業計画の検討に努めることとする。

事業箇所	主な事業内容※1	平成29年度までを目標に実施	今後機会を捉えて実施	備考
二俣川駅（つづき）	・トイレ出入口付近の壁面に音声案内装置の設置	○		改札内のトイレ
	・多機能トイレに、荷物をかけることのできるフックの設置	○		改札内の多機能トイレ
	・階段手すりの点字表示の設置	—	—	改札外の北口タクシー乗り場への階段 ※実施済み
				○
	・案内サイン等の改善			○

※1：公共交通特定事業の実施に当たっては「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」、「公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン」および「横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」等の内容を踏まえ、公共交通特定事業計画の検討に努めることとする。

## 2. 道路特定事業

### 2-1) 横浜市（旭区、道路局）

事業箇所	主な事業内容	平成 29 年度までを目標に実施	今後機会を捉えて実施	備考
経路 1： 試験場通り①	・歩道の横断勾配の改善		○	運転試験場入口交差点北側 ※民地側との高さの調整が必要
	・視覚障害者誘導用ブロックの改善	○		アルコット二俣川の東側の歩道 ※色の改善
	・視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設	○		二俣川銀座バス停南側の交差点
	・視覚障害者誘導用ブロックの改善	○		二俣川銀座バス停南側の交差点 ※誘導方向の改善
	・横断歩道に接続する歩道における樹木の移設の検討	○		二俣川銀座バス停南側の交差点
	・歩道における歩行空間の確保の検討	○		二俣川銀座バス停付近
	・横断歩道に接続する歩道の平坦部の確保	○		経路上の交差点、清水ヶ丘住宅入口交差点、運転免許試験場東側の交差点 ※民地側との高さの調整が必要

事業箇所	主な事業内容	平成 29 年度までを目標に実施	今後機会を捉えて実施	備 考
経路 1 (つづき) : 試験場通り①	・ 歩道 (車両乗り入れ部) の平坦部の確保	○		経路上の車両乗り入れ部 ※民地側との高さの調整が必要
	・ 横断歩道に接続する歩道と車道の段差の改善	○		運転免許試験場東側の交差点
経路 2 : 試験場通り②	・ 歩道 (車両乗り入れ部) の平坦部の確保	○		経路上の車両乗り入れ部 ※民地側との高さの調整が必要
	・ 横断歩道に接続する歩道の平坦部の確保	○		ライトセンター前の交差点 ※民地側との高さの調整が必要
	・ 歩道上の電柱の移設の検討	○		経路全体 ※二俣川地区県有地利活用計画に併せて検討する。 占用企業者との調整が必要
経路 3 : 試験場通り③	・ 歩道の平坦性の改善	○		ライトセンター前の交差点
	・ 横断歩道手前の歩道と車道の段差の改善	○		ライトセンター前の交差点 ※民地側との高さの調整が必要

事業箇所	主な事業内容	平成 29 年度までを目標に実施	今後機会を捉えて実施	備 考
経路 3 (つづき) : 試験場通り③	・ 歩道の排水溝のふたの改善	○		運転免許試験場前 ※車いすのキャスターが落ちこまないような構造に改善
	・ 歩道 (車両乗り入れ部) の平坦部の確保		○	経路上の車両乗り入れ部 ※民地側との高さの調整が必要
	・ 横断歩道手前の歩道における視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設	○		がんセンター前の歩道
	・ 視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設	○		経路全体 ※二俣川駅からがんセンターおよび運転免許試験場まで連続的に誘導する ※二俣川地区県有地利活用計画に併せて検討する。
	・ 歩道上の電柱の移設の検討	○		経路全体 ※二俣川地区県有地利活用計画に併せて検討する。 ※占用企業者との調整が必要

事業箇所	主な事業内容	平成 29 年度までを目標に実施	今後機会を捉えて実施	備 考
経路 5： 厚木街道①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 横断歩道に接続する歩道の平坦部の確保</li> </ul>	○		運転試験場入口交差点 ※ 民地側との高さの調整が必要
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視覚障害者誘導用ブロックの改善</li> </ul>	○		運転試験場入口交差点 ※ がたつき、色の改善
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設</li> </ul>	○		二俣川交番前の交差点
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歩道とマンホール等の段差の改善</li> </ul>	○		二俣川交番前 ※ 占用企業者との調整が必要
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 横断歩道に接続する歩道の平坦部の確保</li> </ul>	○		二俣川郵便局前 ※ 民地側との高さの調整が必要
経路 6： 厚木街道②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設</li> </ul>	○		三浦藤沢信用金庫二俣川支店の東側の交差点
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歩道（車両乗り入れ部）の平坦部の確保</li> </ul>	○		経路上の車両乗り入れ部 ※ 民地側との高さの調整が必要
経路 7： 厚木街道③	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歩道（車両乗り入れ部）の平坦部の確保</li> </ul>		○	経路上の車両乗り入れ部 ※ 民地側との高さの調整が必要

事業箇所	主な事業内容	平成 29 年度までを目標に実施	今後機会を捉えて実施	備 考
経路 8： 障害者地域活動ホーム前	・ 歩道と車道の段差の改善		○	厚木街道との交差点
	・ 排水溝のふたの改善	○		保土ケ谷バイパス下 ※車いすのキャスターが 落ちこまないような構造 に改善
	・ 歩道切り下げの整備		○	保土ケ谷バイパス下の歩道
	・ 歩行空間の確保の検討		○	経路全体
経路 9： 自然公園通り	・ 視覚障害者誘導用ブロックの改善	○		西友二俣川店前の歩道 ※色および形状の改善
	・ 歩道面の平坦性の改善	○		経路全体 ※街路樹の根上りによる 歩道面の凸凹の改善
	・ 歩道の横断勾配の改善	○		経路全体

### 3. 交通安全特定事業

#### 3-1) 神奈川県公安委員会

事業箇所	主な事業内容	平成29年度まで を目標に実施	今後機会を捉え て実施	備 考
生活関連経路	<ul style="list-style-type: none"><li>・音響式信号等の設置</li><li>・違法駐車取締りの強化</li><li>・違法駐車防止に関する広報・啓発活動の推進</li><li>・標識・標示の視認性の確保</li><li>・交通規制の実施</li></ul>		○	



#### 4. 建築物特定事業

##### 4-1) 旭警察署

事業箇所	主な事業内容	平成 29 年度までを目標に実施	今後機会を捉えて実施	備考
旭警察署	・スロープの手すりの設置		○	
	・視覚障害者を誘導する設備の設置		○	
	・段差の改善		○	

##### 4-2) 障害者地域活動ホームふたまたがわ

事業箇所	主な事業内容	平成 29 年度までを目標に実施	今後機会を捉えて実施	備考
障害者地域活動ホームふたまたがわ	・視覚障害者誘導用ブロックの改善	○		

##### 4-3) 旭区地域子育て支援拠点ひなたぼっこ

事業箇所	主な事業内容	平成 29 年度までを目標に実施	今後機会を捉えて実施	備考
旭区地域子育て支援拠点ひなたぼっこ	・出入口への案内サイン等の改善	—	—	実施済み

4-4) 神奈川県立がんセンター

事業箇所	主な指摘事項に対する対応策	平成 29 年度までを目標に実施	今後機会を捉えて実施	備考
神奈川県立がんセンター	・支障物の撤去	—	—	実施済み
	・建物入口自動扉の適切な管理	—	—	実施済み

4-5) 合同会社西友

事業箇所	主な事業内容	平成 29 年度までを目標に実施	今後機会を捉えて実施	備考
西友二俣川店	・排水溝のふたの改善		○	
	・視覚障害者を誘導する設備の設置		○	

4-6) 二俣川駅北口共同ビル管理組合

事業箇所	主な事業内容	平成 29 年度までを目標に実施	今後機会を捉えて実施	備考
二俣川駅北口共同ビル	・案内サイン等の改善	○		
	・エレベーターの案内表示の改善	○		
	・玄関マットの形状の改善、及び、視覚障害者誘導用ブロックの改善	○		
	・スロープの勾配の改善		○	
	・スロープに滑り止めシートの設置	○		
	・視覚障害者誘導用ブロックの改善	○		

## 4-7) アルコット二俣川店舗管理組合

事業箇所	主な事業内容	平成 29 年度までを目標に実施	今後機会を捉えて実施	備考
アルコット二俣川	・ 階段の段鼻と周囲の部分の識別しやすさの改善	○		
	・ 階段の手すりの改善	○		
	・ エレベーターへの案内サイン等の改善	○		

## 4-8) 郵便局株式会社横浜二俣川郵便局

事業箇所	主な事業内容	平成 29 年度までを目標に実施	今後機会を捉えて実施	備考
横浜二俣川郵便局	・ 視覚障害者を誘導する設備の設置		○	

## 4-9) 株式会社みずほ銀行

事業箇所	主な事業内容	平成 29 年度までを目標に実施	今後機会を捉えて実施	備考
みずほ銀行二俣川支店	・ 視覚障害者を誘導する設備の設置		○	

## 4-10) 株式会社三菱東京 UFJ 銀行

事業箇所	主な事業内容	平成 29 年度までを目標に実施	今後機会を捉えて実施	備考
三菱東京 UFJ 銀行二俣川支店	・ 視覚障害者を誘導する設備の設置		○	
	・ 視覚障害者誘導用ブロックの改善		○	

## 4-11) 三浦藤沢信用金庫

事業箇所	主な事業内容	平成 29 年度までを目標に実施	今後機会を捉えて実施	備考
三浦藤沢信用金庫二俣川店	・スロープの勾配の改善	○		
	・視覚障害者を誘導する設備の設置	○		

## 4-12) 相模鉄道株式会社

事業箇所	主な事業内容	平成 29 年度までを目標に実施	今後機会を捉えて実施	備考
二俣川ステーションプラザ	・多機能トイレの開閉ボタンの点字表示の設置	○		
	・多機能トイレ内のボタンの改善		○	

## 4-13) 相鉄バス株式会社

事業箇所	主な事業内容	平成 29 年度までを目標に実施	今後機会を捉えて実施	備考
二俣川駅北口バスターミナル	・音声案内装置の設置	○		
	・バリアフリー経路の改善の検討	○		

## 4-14) 二俣川駅北口共同ビル管理組合

事業箇所	主な事業内容	平成 29 年度までを目標に実施	今後機会を捉えて実施	備 考
二俣川駅北口バスターミナル	・ 通路幅の確保	○		厚木街道側の入口
	・ 案内サイン等の改善	○		

## 4-15) 二俣川駅北口共同ビル管理組合商業床共有者会

事業箇所	主な事業内容	平成 29 年度までを目標に実施	今後機会を捉えて実施	備 考
二俣川駅北口バスターミナル	・ 階段の手すりの改善	○		
	・ バリアフリー経路の改善の検討	○		

## 4-16) 株式会社相鉄ビルマネジメント

事業箇所	主な事業内容	平成 29 年度までを目標に実施	今後機会を捉えて実施	備 考
グリーングリーン	・ 階段の段鼻と周囲の部分の識別しやすさの改善	○		
	・ エレベーターの点字表示の改善	○		
	・ エレベーターのボタンの識別しやすさの改善	○		

## 5. その他の事業

以下の指摘事項においては大規模な事業計画（20～22 頁を参照）があり、抜本的な改善が予定されていることから、「その他の事業」として位置づける。

### 5-1) 二俣川駅南口地区第一種市街地再開発事業（二俣川駅南口地区市街地再開発準備組合）

事業箇所	主な指摘事項に対する対応策	備考
二俣川駅南口交通広場	・視覚障害者誘導用ブロックの改善	二俣川駅南口地区第一種市街地再開発事業では、主な指摘事項に対する対応策を考慮し、バリアフリー法に基づく基準等に沿った整備を実施する
	・視覚障害者誘導用ブロックまたは床面材の改善	
	・タクシー乗り場の平坦部の確保	
	・タクシー乗り場への段差の改善	
	・案内サイン等の改善	
	・横断部の安全性の確保	
	・歩道面の平坦性の改善	
	・歩行空間の確保の検討	
	・視覚障害者を誘導する設備の設置	

### 5-2) 神奈川県立がんセンター

事業箇所	主な指摘事項に対する対応策	備考
神奈川県立がんセンター	・視覚障害者を誘導する設備の設置	新病院（平成25年移転予定）において、バリアフリー法に基づく基準等に沿った整備を予定している

## V-4 その他配慮を要する事項

### (1) その他検討を要する経路について

図5-1に示す「試験場通り南側の経路」は、横浜市バリアフリー検討協議会二俣川駅周辺地区部会において、「歩行者（二俣川駅から「ライトセンター」や「運転免許試験場」への往来者）が多いものの、現状で歩道が整備されていない等の問題点が多くあった。

しかし、歩道を設置するためには用地買収を伴う大規模な整備が必要であり、現状を踏まえると早期の解決は難しい。

このため、まずは、路側帯のカラー化することにより、歩行者の通行帯への意識や車両の歩行者に対する注意喚起が期待できる「あんしんカラーベルト事業」等の事業実施の検討を進める。

### (2) 建築物のバリアフリーについて

建築物内のバリアフリー化については、建築物の所有者、管理者、占有者（テナント）の三者が協力してバリアフリー化する必要があり、建替え等の大規模な改修の機会でなければ整備が実施できないなどのケースもある。

そのため、本基本構想において生活関連施設として設定した建築物内のバリアフリー化については、建築主等は建築物移動等円滑化基準の考え方を十分認識の上、できるところから既存施設のバリアフリー化に努めるとともに、建替え等の大規模な改修時などの機会をとらえて、同基準に適合するよう検討の上、整備することが必要である。

## **VI 基本構想策定後のバリアフリー化の推進にあたって**

国の定める「移動等円滑化の促進に関する基本方針」には、バリアフリーに関する意義や目標などを定めるとともに、バリアフリー化の促進のために、国、地方公共団体、施設管理者（事業者）、国民が、それぞれ果たすべき責務等についても定めている。

これらを踏まえ、基本構想策定後、バリアフリー化の促進にあたって、横浜市、事業者、市民が配慮すべき事項等について、以下に示す。

### **1. 特定事業の実施について**

- ・横浜市、事業者、市民は、互いに協力して、高齢者・障害者等にとって、より使いやすい整備と円滑な事業の推進に努めることとする。
- ・横浜市は、基本構想策定後、関係事業者が円滑な事業実施を行うために、事業者間、及び高齢者・障害者等との情報交換・意見交換の促進に努めることとする。
- ・事業者は、特定事業計画の立案、及び特定事業の実施にあたり、整備内容や配慮すべき事項について、高齢者・障害者等の意見を反映させるように努めることとする。
- ・市民は、移動等円滑化を推進するため、交通のバリアフリー化等の事業を実施するにあたり、一人一人がお互いを理解するとともに、障害者等の移動の妨げとなる違法駐輪等の自粛や自転車走行マナーに心掛け、障害者等移動困難者の介助を行うなど、互いに支え合い、思いやり、協力するように努めることとする。

### **2. 事業の進捗管理及び事業の評価について**

- ・横浜市は事業の進捗管理や事業評価の必要性を鑑み、その手法について検討していくこととする。

### **3. 進捗状況及び事業内容の広報について**

- ・横浜市と事業者は連携して、施設が有効に利用されるように、バリアフリー化の事業の進捗状況、及びバリアフリー化された施設の位置や利用の仕方などの利用案内について、広報に努めることとする。

### **4. 新たな技術開発の動向を踏まえたバリアフリー化のための事業の見直しについて**

- ・歩行空間のバリアフリー化には、物理的なバリアの解消とともに、情報提供などの支援も求められており、現在、最先端の情報通信技術を活用した新たな歩行支援システムなど、バリアフリー化に関する技術開発が進められている。このような新たな技術開発の動向を踏まえ、必要に応じて、バリアフリー化のための事業の見直しについて検討を行うものとする。